

九州産業大学

国際文化学部紀要

第 9 号

九州産業大学国際文化学部

平成 9 年（1997） 7 月

目 次

田中耕太郎の教育目的観 ——「真理の探求と人格の完成」を中心に——	荒木慎一郎	1
外国旅行のための英語表現： 特に英語圏の国への旅行の際の英語表現上の諸問題	立山 昇	13
ガーランドの文明批判：三つの視点 —— Main-Travelled Roads への道 ——	山下 勉	29
21世紀の大学英語教育へ向けて 英語教育に関するアンケート調査結果に基づく考察	柿元 悦子	55
『ファウスト』脚注の試み（18）	渡辺 信生	67
ジョルジュ・サンド — ギュスターヴ・フロバール 往復書簡を読む（III）	持田 明子	85
Voltaire, "CANDIDE" et l'action philosophique	Kaoru SUGINO	119
Consideration on the teaching materials of high school mathematics.VIII —— Variations of solutions of a quadratic equation for variation of one coefficient ——	Kiyosi YAMAGUCHI	133
F分布の BASIC による数値計算	川口 俊郎・川上 弘泰	151
A particle oscillation in high energy physics	Kunio SHIGA	167
山上憶良論（二） —— 惑へる情を反さしむる歌 ——	林田 正男	171
古井由吉の言語観 ——「仮往生伝試文」を中心に——	和田 勉	177

田中耕太郎の教育目的観

「真理の探求と人格の完成」を中心に

荒 木 慎一郎

(1997年5月21日受理)

I 問題設定

教育基本法第1条は教育の目的を次のように規定する。

「教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

「人格の完成」を教育目的とする考えが初めて公式に示されたのは、1946年9月25日、文部省が教育刷新委員会に提出した教育基本法要項案においてであった。教育基本法のたたき台になったこの案は、田中耕太郎文部大臣の起草によると言われ、そこでは教育目的を「教育は、真理の探求と人格の完成とを目的とし、民主的、文化的な国家および社会の成員としての責任を果たすことができる心身共に健全な国民を育成することを期すること」としている。¹

教育基本法第1条と教育基本法要項案の文言の類似から、教育目的を人格の完成におこうとする田中の意図が、教育基本法の正式な立案機関である教育刷新委員会によって基本的に承認され、条文に取り入れられたと推測するのが自然であるが、事情はそれほど単純ではない。すでに研究によって明らかにされているように、教育目的について審議した教育刷新委員会第一特別委員会においては、「人格の完成」という表現に対して反対意見が多く出され、教育刷新委員会の最終案では「人間性の開発」が教育目的とされ、「真理の探求と人格の完成」という文言は前文におかれることになった。² 第一特別委員会が「人格の完成」ではなく「人間性の開発」を教育目的として選んだ理由は、「人格の完成」が外からの規範を子どもにあてはめるといった印象を与えるのに対し、「人間性の開発」の方が子どもの内なる可能性を開発するという意味で、より近代的な教育理解に立脚したものであるという点に集約できるであろう。しかし最終的には、法制化の段階で「人間性の開発」という表現に対して法制局より法律用語になじまないというクレームがつけられ、田中の強い意向もあったため、「人格の完

成」が再び教育目的として据えられた。³

このような立法の経過を眺めてみると、多くの教育基本法解釈が「人格の完成」を人間性の開発を基調として理解しているのは、立法者意思により即したものであって、田中の教育目的観を立法者意思として主張することは、強弁に過ぎるであろう。たとえば太田堯教授も立法の経緯を踏まえた上で、次のように述べる。「人格ということばを人間性と読みかえるか、人間性を基礎として理解すれば、その完全性の実現をめざすということは、ほとんどまっすぐに、近代の人間教育の思想伝統につながるように思える。」⁴

しかし教育の本質が問題となるような本条文を解釈する場合、法の制定経過如何よりも、どの解釈が教育という客観的事態をより正確に認識しているかが問われるべきであろう。この観点から見ると、「真理の探究」と「人格の完成」を不可分のものとして結びつける田中の教育目的観に対して、これまで十分な注意が払われてきたとはいえない。むしろこの教育目的観は上述のような通説的な解釈の中で、忘れ去られてきたと言っても過言ではないであろう。⁵ その理由の一つは、すでに述べたように田中の教育目的観をそのまま立法者意思とみなすことができないという点にある。しかしもう一つの、そしておそらく最大の理由は、カトリシズムに依拠する田中の教育目的観を宗教的色彩の強いもの、したがって価値中立的でないものとみなす近代的世界観に求められるであろう。しかしこのような判断を下す近代的世界観自体が、信仰と理性の分離というひとつの立証されていない仮説に基づいていることが指摘されるのであり、それを根拠に田中の教育目的観を退けるのは、正当なこととは言えない。⁶ むしろ、信仰と理性を区別しながらも、両者を統一的に把握しようとする田中の立場を、信仰と理性の関係についてのもう一つのオルタナティブとして認めた上で、その立場に基づく教育目的観との対話を試みるべきであろう。

以上のような問題意識から、本論文では、田中が「真理の探究」と「人格の完成」を教育目的として結びつけた点に着目し、その理由を田中の意図に即して考察していきたいと思う。

II 田中の真理観

(1) 真理の存在の確信

田中耕太郎は戦前は東京大学の商法の教授として、戦後は文部大臣、参議院議員、最高裁判所長官、さらにはハーグの国際司法裁判所判事として活躍した。三十代後半から本格化した著作活動は、田中が大学を去り、行政・立法・司法の各分野で多忙を極めたときにも継続され、多くの実を残した。このような多面的でかつ多産な生涯

を買いたのは、一つの確信、すなわち「絶対的、客観的、不可変的」な真理が存在するという確信であった。⁷ 田中は言う。

「政治生活に於ても科学に於ける如く真理の探求が要望せられる。真理は時代の推移、個人の恣意、党派の対立、君主又は国民大衆の意見に超然として存在する。真理の否定は道德、法、宗教、教育、科学、芸術等の否定を意味し、これに因って政治生活の崩壊を招来する。福音書に依れば、懷疑主義者ピラトは己の前に立って裁きを受けた基督が「我れは真理なり」と云ったのに対し、「真理とは何ぞ」と反問した。これは実に二つの相反する世界観の対立を象徴する世界歴史的場面であった。我々は真理が何んであるかに就て批判的精神を以てこれを探求しなければならず、真理は安価に発見せられるものでないことを肝に銘じなければならぬが、それにも拘らず我々は真理の存在自体に就て疑惑を懐いてはならないのである。」⁸

真理は安易には発見されるものではなく、批判的に探求されねばならない。それにもかかわらず、真理は人間の主観を離れて客観的に実在する。道德・法・宗教・教育・科学・芸術等の人間の文化領域は真理を基盤として成立する。この確信こそが田中の生涯にわたる真理探求の動機であり、同時にその探求を支える力の源泉でもあったと言えることができる。

田中がこの確信を得たのはカトリックの信仰によってであった。田中は1926年に司祭であると同時に、卓越した思想家でもあった岩下壮一を代父として、カトリック教会で洗礼を受けた。それまでの田中は内村鑑三の無教会派に所属し、純福音主義的な信仰を抱いていた。当時は自らの信仰に基づく主観主義的な心情から、法及び法学に消極的な意味しか見出すことができなかったが、カトリックへの改宗を契機に客観的な真理を基盤に成立する法や国家に対して積極的な意義を見出すことができた。この「喜びを何等かの形で表したくなった」ことを一つの動機として、翌年に執筆されたのが『法と宗教と社会生活』であり、これは田中の真理探求の開始を告げる宣言であったと言えるであろう。⁹ 以後彼が行った世界法や自然法の研究も、また戦前から戦後にかけて一貫して繰り広げてきた様々な形の主観主義・相対主義・懷疑主義に対する批判も、この客観的真理の実在の確信に根ざしていた。¹⁰

田中がまず真理という言葉で第一に意味するのは、神である。すなわち神は「真理自体」であって、永遠から永遠に存在するのである。¹¹ 宗教によって啓示される「神に対する人の道」もそれが真理である神が欲する故に真理である。¹² この意味での真理は、人間が理性の固有の力によって把握することのできる真理ではなく、神の啓示を通して信仰によって受け入れることのできる真理であると言える。

一方、人間が理性によって独力で認識できる真理は、カント以降の近代的な理性

観に立てば、科学的真理に限定されるであろう。しかし田中の認識観はこの立場と決定的に異なって、ソクラテス、アリストテレス、トマス・アクィナスらの哲学の系譜に立ち、科学的真理や形而上学的真理を含めた真だけでなく善や美も理性によって認識できる真理に含めるのである。すなわち「真理というと善や美に対立するようにいうが、真善美は共に一体となっている。一口にいえば真理である。」¹³ この意味で人間の行為の道徳的原理である自然法も真理であると言われる。そしてこの真善美を深く掘りつめて行ったときに、神の観念において三者は総合される。¹⁴ すなわち神は「真善美そのもの」なのである。¹⁵

以上のような田中の真理観は一見多義的で曖昧な印象を与えるが、次のようにして統一的に理解することができる。すなわち真理とは第一にすべての真理の源であり、人間の究極目的である神自身のことである。人間は真理自体である神を直接把握することはできないが、神による啓示を通して「神に対する人の道」としての宗教的真理を受け入れる。一方人間は自らの理性によって真善美の理念を真理として認識することができる。このように田中は、信仰に属する真理と理性で認識しうる真理を明確に区別しつつも、ともに真理の根源である神に基づくという観点から統一的に理解しているのである。

ところで田中は、真理の認識が単なる認識にとどまる限り、完全とは言えないとして、人格の完成のためには真理の認識が真理の愛、生活における真理の実現、さらには神への愛につながらなければならないことを強調する。¹⁶ ここでは、真理との関わりで理性よりも自由意思を重視するのが、田中の真理観の一つの特色であることを確認しておきたい。

(2) 自然法論

「我々は、度々繰返して述べたる如く、法の理念を法以上の秩序即ち神の合理的なる世界秩序に求めなければならぬのである。私は此の意味で自然法、聖トーマス、アクィナスの永遠法 (lex aeterna) 世界法等の関係に付て立ち入って研究したく思ふのである。」¹⁷

田中は『法と宗教と社会生活』においてこのように述べ、自然法の研究に向かう自らの意欲を示している。これ以後田中の研究者としての真理の探求は、一貫して自然法の研究へと向けられ「ケルゼンを問題にしても、婚姻や教育を論じて、世界法を考察しても」その思索は常に自然法の問題へと収斂していった。¹⁸ 道徳的真理である自然法こそは、田中が学問的生活において求めた真理であり、自らの研究者としてのアイデンティティーを示すものであったと言えよう。

ここでは田中が自然法論を体系的に展開した最初の著作である『法律学概論』に基づいて、その概要を素描してみよう。¹⁹

人間は霊および肉より成る複雑な存在者であり、動物と同様に肉体を備え肉体的羈絆を脱しないが、同時に理性及び自由意思を与えられている。そこから自己を知り、真理を探究し、財貨を獲得して自己の生存のために用い、家庭生活を営み、両親は子どもを養育・教育し、国家等の社会集団を形成する。こうしたことはすべて普遍的な人間性に基づく事実であって、このような事実に伴って、自然法すなわち人間に共通の道徳的原理が存在する。自然法は、本来同一な人間性の中に植え付けられているものであって、その源泉は人間の主観的・個人的な理性ではなく、天地の創造者である神の宇宙計画の意思に求められる。

次に田中は自然法の認識について次のように述べる。

自然法は人間の理性に対して自明の原理として存在する。「人間は仮令文化状態、経済状態を異にするとは雖も、其の本性に於て、他の動物と異なる理性を有し、スコラ的表現を用ふれば「自然の理性の光 (lumen rationis naturalis)」に依り個人生活及び社会生活に於て何が為すべきことであり何が為すべからざることなるかに関し鑑別を為し得る。例へば他人に善を為すことは奨励すべきことであり他人に危害を加へ又は他人を欺くが如き避くべきことであることは、人間が特に教へらるることなきも天賦自然に本能的に知悉せる所である。」²⁰

さらに田中は自然法の内容を広義の自然法と狭義の自然法に区分する。田中のこの区分は倫理学上の自然法と法学上の自然法という一般的な区分に対応する。²¹ 広義の自然法は自然的道徳原理のすべてを指す。これに対して狭義の自然法は、人間の社会生活に関し、人間に対し「各人に彼のものを」与えることを規律するところのもののみを指すとされる。「彼のもの」を出発点とし、第一に「汝各人に彼れのものを与ふべし」という積極的義務、第二に「汝何人に対しても不正を行ふべからず」という消極的義務が生ずる。この二種の根本的義務の必然的な論理的帰結として、「汝殺す勿れ」「汝盗む勿れ」「汝姦淫する勿れ」、適法に締結した契約はこれを遵守すべきこと等の命令が生じるとされる。

狭義の自然法すなわち「汝各人に彼れのものを与ふべし」「汝他人に不正を行ふべからず」およびその必然的帰結である社会生活における原則は、我々の理性にとって自明な一般的な原理であり、常識となっているものであり、万人がひとしく承認せざるを得ない。しかしこれらの原理の個々の場合への適用を示す、細目的確定によって導き出されたものは、一般原理のように自明ではなく、時代や場所によって異なることがあるとされる。

田中はこの一般的原理と細目的確定の観点から、自然法と実定法の関係をとらえ、実定法の弾力性を説明する。すなわち実定法には、二種類のものがある。一つは殺人、契約違反の禁止などのように自然法の一般原理の必然的な帰結を明瞭にしたものであり、それは普遍的な人間本性に基礎をおくものであるから、本質においてすべての国家・民族において同一である。もう一つは自然法の一般原理の内容の細目確定であり、それは国家あるいは民族によって異なる場合がある。たとえば、悪を為した者が処罰されるという規定は自然法の一般原則であるが、どのような方法で処罰するかは自然法の細目的確定であり、国家・民族によって異なった規定になることがありうるのである。

以上が田中の自然法論の概略であるが、ここでは自然法の認識について検討しよう。田中は自然法を、人類普遍の道徳的な真理として捉え、「天地の創造者」である神の宇宙計画の意思、すなわち永遠法に基づくものとして神の観点から理解している。それはすべての真理を、真理の根源であり究極目的である神に基づいて理解するというすでに見てきた立場と一致する。そしてこの神の意思に基づく自然法が理性によって認識可能であり、とくに自然法の原理的なものに関しては人間の理性に対する自明性を有するものにとらえられている。ここで田中が想定している認識は、「天賦自然」で「本能的」な認識であると言われ、神の意思を理念として捉えるような何らかのアプリオリな認識が想定されているように思われる。一方、田中は自然法を人間性の事実に伴うものとして理解しているが、この人間性の事実が自然法の認識の根拠とどのように関わるのかについては、とくに論じていない。²²

III 田中の人格観

(1) 人格概念の二義性

田中は1961年に『教育基本法の理論』を著し、現行の教育基本法の解釈を試み、そこで自らの人格論を展開している。この著作は田中が「真理の探求と人格の完成」を教育目的として提案してから、15年を経て書かれたものであり、文部大臣当時の考えをそのまま反映したものとは言えない。しかし、人格の概念は当時と比べて、より厳密に定義されているものの、基本的な人間理解の枠組みには変化が見られないと考えられるのでここでは、『教育基本法の理論』を中心にその人格概念を検討していく。

田中は人格概念を自らはおそらく意識せずに二義的に用いているが、それは従来から見られる田中の人間理解の二つの枠組みに対応している。

第一は人間を現実の人間と理想の人間という枠組みでとらえるものであり、これは

『法と宗教と社会生活』以来、一貫して田中の人間理解の中に現れるものである。この枠組みでは、理想あるいは理念としての人間が人格として捉えられる。

第二は現実の人間を精神的側面と物質的側面から説明するものである。この枠組みによる人間理解は、『法と宗教と社会生活』においては萌芽的にしか見られないが、田中の自然法論者としての成熟とともに、次第に前面に出てくる理解であると言える。²³ この枠組みに基づいて、人間の精神的要素が人格として理解される。

(2) 理念としての人格

田中の人間理解の根底にあるのは、現実の人間と理想の人間との乖離についての認識である。この認識は前述の『法と宗教と社会生活』において、人間の二元性という概念を用いて最も先鋭的に示されている。人間の二元性とは「あるがままの生活が、あるべき生活に一致しない」こと、すなわち人間の倫理的行為における存在と当為の乖離を意味する。宗教・道徳・法の出発点はまさにこの二元性の痛感、すなわち「自力を以て如何ともすべからざる自己の内の罪悪体験」にある。²⁴

田中はこの二元性の克服を何よりも宗教に求める。すなわち宗教においては「第一に天国的律法は人間に其の実現を求め、第二に自力に依るその実現の不可能を感じしめ(罪の自覚)、第三に信仰に依りて其の罪の苦悩より人間を解放し、第四に信仰が律法を成就する」のである。²⁵ この時期は田中が内村鑑三の無教会派からカトリックへと改宗した時期であり、田中の表現にはペシミスティックな色彩が強く、人間の本性を完全に墮落したものとみなし、信仰のみによる救済(sola fide)を唱えたルター的な信仰の名残りが指摘されている。²⁶

しかし同時に田中は、法や道徳が超越的・外在的な理想によって現実の人間あるいは社会を理想に一步でも近づけうることを認めており、その意味では人間本性を完全に墮落したものと見なしていない。田中が本書において、自然法を現実存在し我々を拘束する法の理念として捉え、その研究に向かった理由はここにある。

後に田中のカトリック的立場が確立されるに従い、現実の人間性に対する見方は、人間に内在する理性及び自由意思の働きをより肯定的に評価する立場へと変化していく。²⁷ しかし現実の人間性が外在的あるいは超越的な力によって引き上げられなければならないとするのが田中の一貫した考えであった。

一方『教育基本法の理論』において田中は、ドイツの改革教育学を担った一人であるガウディッヒ(H.v. Gaudig)の用語法に基づきつつ、個性を gegeben すなわち人間の所与性、人格を aufgegeben、課題とされたもの、すなわち理想・理念としてとらえている。²⁸ 人格の理念は不可分で統一的なものであって、人生の究極目的と関連し、

目的の観点から人間の生活を統合し、目的へ向けての人間の素質や能力を発達させるものでなくてはならない。言い換えれば、人間の素質や能力を発達させる目的に位置する人間像が人格の理念である。このような理念は現実には生きる経験の人間に求めることはできず、超人間の世界すなわち宗教に求めるほかはない。それは一言で言えば「神がかくあるべきものとして創造したところの人間」であり、それ自体真理であると言うことができる。²⁹

(3) 精神的側面としての人格

もう一つの人格理解は、人格を現実の人間に内在的なものとしてとらえるものである。『教育基本法の理論』において、田中は現実の人間が物質的および精神的の二要素から成り立っているとし、人格を人間の精神的側面を指す概念として用い、それを個性とは異なったものとしてとらえる。この意味での人格の概念は、アリストテレスおよびトマス・アクィナスの質料・形相論に基づいて人間を人格性 (personnalité) と個別性 (individualité) の観点からとらえた、マリタン (J. Maritain) の概念区分に従ったものと思われる。³⁰

田中によれば人格はすべての「人間が他の動物と異なって備えている品位」というべきものであって、それは人間が理性と自由意思によって精神生活を営むところに見られる。³¹ すなわち人間は、物理的側面から見ると他の動物と同様に因果律に支配され、自由をもっていない。しかし人間は理性と自由意思を与えられており、事物の因果関係・本質を探求し、正不正、善悪、美醜の判断をなし、正および善に従って行動し、美を愛することができる。人間が因果律を克服して、自由に判断し行為できることは、「人間の本性」に聖なるものを含む「真善美に対する要求」が備わっていることを示している。³²

以上のように田中は、『教育基本法の理論』において人格を人間の理念を指すと同時に、人間の精神的側面を意味する概念として二義的に用いているが、これは次のように統一的に理解しうるであろう。人格の人格たる所以は理性と自由意思という人間の精神の働きに求められる。この人格の根底には、真善美、したがって真理に対する本性的要求があるが、それは個々の人間によって、あるいは時代・社会によって微弱になったり、麻痺している場合がある。したがって、人格の完成には目的となる外在的・超越的な理想、すなわち人格の理念によって導かれることが必要なのである。

またこれが教育刷新委員会が提案した「人間性の開発」を教育目的とすることに對して、田中が強く反対した理由でもあった。³³ 田中は『教育基本法の理論』の中で次のように述べている。「『人間性』の意味は明瞭を欠き、人間の本能的方面を意味するか

の誤解を生ずるのみならず、「開発」という語は現実の人間の中に潜在する資質を發展せしめる意味に理解せられ、人間を理想に向って引き上げて行こうとする気持ちに反対なものが感じられるのである。もちろん人間は理性を備えており、神的なものを蔵し、真善美に対する憧憬をいただくものであり、さらに人間が動物と共通にもっている本能も、理性の力による制御指導によってこれを高い目的に奉仕させることができるが、そのためには人間を超越する目標が必要である」。³⁴

IV 「真理の探求と人格の完成」

以上、田中の真理観と人格観を概観してきたが、ここで改めて田中が「真理の探求」と「人格の完成」を教育目的として結びつけた理由を考えてみよう。この教育目的が二つの異なる目的をただ並列的に並べたものでないのは、すでにこれまでの考察から理解されるところである。それは田中が1946年6月25日、第90帝国議会の衆議院本会議で行った答弁の中でも確認できる。

「真の民主主義的教育は、真理以外に何ものにも奉仕しない、真理の認識、真理の尊重、真理の愛に依って一貫せられるものでなければならませぬ。教育の内容から軍国主義的の、又極端な国家主義的内容を払拭しまして生じた所の真空状態を充すのは、是は真の意味の人格教育でなければならないと存じます」。³⁵

真理以外の何ものにも奉仕しない教育こそが人格教育である。この教育理解に基づけば、「真理の探求」と「人格の完成」は教育の目指す同一の目的を二つの異なった観点から表現したものといえることができるであろう。すなわち人間における真理の探求の歩みは、同時に自己の人格の完成の歩みでもある。あるいは人間の人格は真理との関係において完成すると言いかえてもよいであろう。

田中によれば人間を人格たらしめるのは人間の精神的側面、すなわち理性と自由意思であった。しかし人格の完成には理性による真理の認識では不十分で、人間は真理の認識から自由意思による真理の愛、真理の実現へと進んでいかなければならなかった。

また人格を完成に向かわせる原因として、真理に対する本性的要求では不十分であり、人間を超越する外在的な理念が、人間に対して提示されることが必要であると考えられた。田中が人格の理念・理想性を強調するのも、あるいは真善美の理念性を強調するのも、人格の完成のためには超越的・外在的な理想・理念によって人間性が「引き上げ」られることが不可欠であるという、この認識に起因していると言えよう。

ところで人間の究極的目的は神自身であり、人間の最終的完成は神への到達によって達成される。すなわち「真理の認識が、真理への愛にさらに真理への愛が神への愛

に高められることによって、はじめて人格の完成という教育の目的が達成される」のである。³⁶ しかしここに示される最終的な人格の完成—理想の人間への到達はもはや教育の課題を越えており、それは神の恩寵によってのみ実現可能なものである。教育はこのような最終的な人格の完成を準備するものとして、「真理の認識、真理の尊重、真理の愛」を目指すものとして捉えられるであろう。

教育の目指すこのような真理探求の歩みを導くものが、永久法に根拠をもつ道徳的真理である自然法であった。すなわち人類普遍の原理である自然法は同時に教育の原理でもあり、教育は自然法に則って行われなければならないのである。³⁷ 真理である自然法に基づいて、真理の認識に始まり真理の愛を目指す教育、これが田中が教育基本法要項案で「真理の探求と人格の完成」を教育目的として提案したときに構想していたことであつたと言えよう。

V 結 語

ルソーに代表される近代的教育観は経験的な人間に内在する自然を基盤として、神の問題は一応考察の場からはずして成立していると言えよう。これに対して田中の教育観は、その考察の中心に神が置かれ、真理そのものである神に基づいて教育の全体が理解されていると言ってよいであろう。このように田中のカトリシズムに基づく教育観と近代的教育観は前提を全く異にしており、それ故この二つの立場は何ら接点を持たず、両者の間の対話は成立しないのであろうか。

我々はここで田中の教育理論の中に見られる自然本性的なものに目を向けるべきであろう。田中は人格の根底に真理に対する本性的要求が見られることを指摘し、またその自然法論においても「人間性の事実」という概念を用いたり、あるいは後には「自然的傾向」という概念を用いて自然法を経験的な人間との結びつきにおいてとらえようと試みている。³⁸ 田中自身はこの観点から人格・教育論を展開することはなかったが、たとえば同じカトリシズムの立場に立つマリタンのように、すべての人間の人格の根底にあって、究極目的に向かう自然本性的傾向性 (*inclination naturae*) を教育の第一の動因としてとらえることにより、教育を経験的な人間との結びつきで理解することが可能となり、近代的教育観と、田中に見られるような真理に基盤を置くカトリシズムの教育観の間に、対話の可能性が開かれるのではないかと思う。³⁹

注

- (1) 杉原誠四郎『教育基本法の成立』日本評論社、1983年、p.86。
- (2) 同上書、pp.97ff。
- (3) 鈴木英一『教育行政』（戦後日本の教育改革第三巻）東京大学出版会、1970年、pp.259ff。
- (4) 国民教育研究所編『教育基本法—制定30年と民主教育の課題—』労働旬報社、1977年、p.122。
- (5) たとえば杉原誠一教授は、第一条の解釈としてではなく、教育史研究の一環として、田中が真理の探求と人格の完成を結びつけた点に着目した考察を行っている。杉原、前掲書、pp.86ff 参照。
- (6) これについてはたとえば、稲垣良典『信仰と理性』第三文明社1979年、pp.15ff 参照。
- (7) 田中耕太郎「カトリシズム序説」『カトリシズムと現代』公教社、1949年、p.57。
- (8) 田中耕太郎「民主主義と真理」『教育と政治』好学社、1946年、p.230。
- (9) 田中耕太郎『法と宗教と社会生活』改造社、1927年、p.4。
- (10) このような主観主義・相対主義・懐疑主義に属するのは、プロテスタンティズム、マルキシズム、新カント派、法実証主義、歴史法学、個人主義的自由主義、教養主義的な理想主義などである。
- (11) 田中耕太郎「カトリシズム序説」p.12。
- (12) 同上書、p.9。
- (13) 田中耕太郎「教育の理念と政策」『教育と政治』好学社、1946年、p.309。
- (14) 田中耕太郎『法と宗教と社会生活』p.255。
- (15) 田中耕太郎「カトリシズムと大学理念」『カトリシズムと現代』p.149。
- (16) 田中耕太郎『教育基本法の理論』（復刻版）有斐閣、1985年、p.92ff。
- (17) 田中耕太郎『法と宗教と社会生活』pp.239f。
- (18) 田中耕太郎『法哲学——一般理論上』春秋社、1970年、pp.1f。
- (19) 田中耕太郎「法律学概論（一）」『現代法学全集』第三十一巻、日本評論社、1930年、pp.217ff。
- (20) 同上書、p.219。
- (21) ホセ・ヨンバルト「田中耕太郎の自然法論」日本法哲学会編『法哲学年報』1979年、p.7。
- (22) 現代のトマス主義自然法論は、哲学的には我々が経験的に確認しうる自然本性的傾向性（inclination naturae）を自然法の認識根拠としてとらえているように思われる。田中にもその晩年には自然的傾向に言及した著作もあるが、それがどのように自然法の認識とかわるのかといった点は、必ずしも明確ではないように思われる。
- (23) 田中耕太郎『法と宗教と社会生活』p.48参照。
- (24) 同上書、p.37。
- (25) 同上書、p.39-41。
- (26) 半澤孝廣『近代日本のカトリシズム』みすず書房、1993年、p.147。
- (27) 田中は1947年に出版した本書の改訂再版において、宗教による律法の実現の四段階の第二を「自力に依る」実現の不可能から、「自力のみに依る」実現の不可能に、また第四の「信仰が律法を成就する」を「信仰と聖寵による努力とが律法を成就する」と改めている。これは田中のカトリック的立場の確立によってなされた加筆である。
- (28) 田中耕太郎『教育基本法の理論』pp.73ff。
- (29) 同上書、p.79。
- (30) Jacques Maritain, *la Personne et le Bien Commun*, Paris, 1947. (ジャック・マリタン著、大塚市助訳『公共福祉論』エンデルレ書店、1952年。)
- (31) 田中耕太郎『教育基本法の理論』pp.72f。

(32) 同上書。

(33) 田中は人間性の開発に強く反対し、自分が大臣である限り、教育の目的は人格の完成でなければならないと言って、聞き入れなかったという。

関口隆克口述『教育基本法の成立事情（二）』北海道大学教育学部教育制度研究室資料，pp.13f。参照。

(34) 田中耕太郎『教育基本法の理論』p.80。

(35) 第九十帝国議会議院議事速記録第四号。

(36) 田中耕太郎『教育基本法の理論』p.92。

(37) 田中耕太郎「教育刷新のプログラム」『善き隣人たれ』朝日新聞社，1950年，p.86-87。

(38) 田中耕太郎「法の本質」尾高朝雄他編『法哲学講座』第一巻，有斐閣，1956年，p.30。

(39) たとえば次の文献を参照。Jacques Maritain, *Education at the Crossroads*, New Haven and London, 1943.

外国旅行のための英語表現：

特に英語圏の国への旅行の際の英語表現上の諸問題

立 山 昇

(1997年5月21日受理)

1

外国旅行の際に、まず問題になるのが言葉の問題である。筆者は約10回ほど主にアメリカへ行って来たが、英語教師として約20年間、学生に英語を教えてきたにもかかわらず、外国では解らないことが多いというのが、正直なところである。言葉というものは誠にすばらしいものだが、また同時に、複雑で、厄介で、時には、誤解さえ生み出すことすらあり、それが外国語となると、互いの意志疎通をはかるのはとても困難である。しかし、外国へ行くと日本語を話す人はほんの少数であり、中には、日本人でありながら、英語しか話せない人もいるのを知ってびっくりしたりして、外国へ行くと驚くことが多い。英語教師でも大変であるから、英語には全くの素人の人は、さらに大変であろう。そこで、この論考では、日本人が英語圏の国（アメリカ、イギリスなど）へ旅行へ行く時の英語表現上の諸問題について述べてみたい。

なお、旅行英語表現の研究については、おそどまさこ、『英会話100場面』（本論文の最後の文献欄参照）は日本人が外国旅行に行く際の英会話を豊富に載せ、かつ解説を加えており、優れた著書である。また、実用英語については、森喬伸、『英語を実用的に使う本』（本論文の最後の文献欄参照）は英語表現を実用面から論じた優れた著書である。また、松田裕、『米語の衝撃—辞書の嘘』（本論文の最後の文献欄参照）はアメリカ英語表現を実際の表現という観点から述べた恐らく長年にわたる研究をまとめた労作である。以上のような優れた研究が日本ではなされてきているが、私のこの論考は、英語表現を実際に日本人が英語圏の国を旅行する際に使う、あるいは、相手の外国人から、話しかけられるだろうような英語表現をとりあげた。つまり、英語表現を口語の観点からのみ、しかも一定の場を限定して、論じてみたい。

まず、出発の際の飛行機の搭乗手続きは、日本語で出来るので、問題はないであろう。最初に、英語を使うのは、スチュワーデスさんたち乗組員や搭乗口にいる係の人に対してであろう。それは簡単である、Hello. と言えよ。この hello と言う言葉は大変便利である。朝、昼、夜と、いつの時間でも使える。こんな便利な言葉は日本語には、見あたらない。したがって、日本語に訳するのは、その場によって、違ってくる、ある時は、「こんにちは」、またある時は、「おはよう」、またある時には、「今晚は」でもある。ある辞書⁽¹⁾には、「やあ」と「こんにちは」の二つの訳を載せている。さて、次に、飛行機の中で、スチュワーデスさんやスチュワードさんとの会話になる。その例を次に挙げよう。

Which do you like better, fish or meat?/I like meat./I like fish./Meat, please./Fish, please./I want fish./I want meat./I don't want the meal./I don't want to eat anything./I don't like to have the meal./I don't want to eat./No, thank you./Now I am full, so I don't need any food. (例文は筆者。ただし、主として、本論文の最後に掲げた文献を使い、修正し、做った。)

スチュワーデスさんたちがワゴンで食事を運んでくる。その食事が二種類ある時、「fish と meat のうちどちらを食べたいですか。」と聞かれる場合がある。それに対する答えは、魚なら「魚」、肉なら「肉」と、答えるのである。Meat, please./Fish, please. のように、答える場合、please を付けるべきだ。そのほうが丁寧であるからだ。また、どちらも食べたくない場合、No, thank you. で意味は充分通じる。しかし、これだけだと、ややぶっきらぼうである。No, thank you. I don't want to eat now./No, thank you. I don't want to have the meal./No, thank you. I am full now. (例文は筆者。) のように、断る理由を簡潔に言うべきである。

スチュワーデスさんたちとの会話の中でよく使われるのが、「何か飲み物を持って来てください。」と頼む表現である。幾つかのよく使われる例文を挙げてみよう。

Excuse me. I'd like to have a beer./Excuse me. I'd like to drink a Japanese beer./Which beer do you like, a Korean beer or an American beer?/I like an American beer./Excuse me. I want to take a coffee./Excuse me. I want to drink a glass of wine./Which do you like better, white wine or red?⁽²⁾/Excuse

me. I want to drink a glass of white wine. ((2)以外の例文は筆者。ただし、主として、本論文の最後の文献を使い、修正し、做った。)

相手の人に何かものを頼む時は、必ず、Excuse me.を前か後に付けるべきである。「すみませんが」という日本語に当たるこの言葉を日本人は付けるだけの英語表現についての余裕がないのかもしれないが、易しい表現なので、言えるように、練習する必要がある。

それから、ここでは、「～してください。」と頼むのに、「私は～したい。」などのような表現を例示したが、しかしもっときちんとした頼み方は次のような言い方がある。

Excuse me. Would you bring me a coffee?/ Excuse me. Could you bring me a red wine?/Excuse me. Can I have a beer?/Excuse me. A glass of whisky with ice and water, please?/Excuse me. Give me some water, please.⁽³⁾/Excuse me. Can I drink an orange juice? ((3)以外の例文は筆者。ただし、主として、本論文の最後に掲げた文献を使って、修正し、做った。)

Would you～?を使うのは最も丁寧な表現である。次には、Could you～?が丁寧であり、その次が、Can you～?を使う表現である。Can I drink an orange juice?のような言い方は、相手には意味は通じるが、誤解される恐れもある。「私はオレンジジュースを飲むことが出来ますか。」と言う意味だから、「私は私が持って来ている自分のジュースをここで飲んででもいいのですか。」と、相手に許可を求めているとも受け取られかねないので、注意して使うべきだろう。

3

さて、次に、隣に座っている人が外国人ならば、Hello.と言って、まず最初に挨拶する。その他、How do you do?/How are you?という挨拶表現もある。このHow are you?という表現も、便利な表現である。ある辞書⁽⁴⁾によると、「こんにちわ。」「お元気ですか。」「初めまして。」の三つの訳が載っている。しかし、この表現も、「こんばんわ。」の意味の場合もあるし、挨拶の表現としては時間に関係なく用いることが出来て、とても便利な英語表現である。

次に、隣の外国人と交わすであろう会話表現のを幾つかを例示してみよう。